五～八　［略］

九　法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等又は保険会社の経営の健全性を損なうおそれがないこと等の承認　三十日

［号を削る。］

［号を削る。］

［号を削る。］

十　法第百六条第四項（同条第七項及び第十三項において準用する場合を含む。）の規定による子会社又は他業保険業高度化等会社の認可　九十日

十一　法第百六条第五項ただし書の規定による保険会社の子会社となった子会社対象保険会社等を引き続き子会社とすることについての認可　九十日

十二　法第百六条第八項及び第十四項の規定による保険会社の子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについての承認　三十日

十三　法第百六条第十一項及び第十二項ただし書の規定による保険会社の子会社となった子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることの認可　九十日

十四　法第百六条第十六項の規定による他業保険業高度化等会社の認可　九十日

十五～二十五　［略］

二十六　法第二百七十一条の二十一の二第二項の規定による保険持株会社が行う業務の認可　六十日

二十七～三十　［略］

三十一　法第二百七十二条の十三第二項において読み替えて準用する法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等又は少額短期保険業者の経営の健全性を損なうおそれがないこと等の承認　三十日

三十二～三十五　［略］

三十六　法第二百七十二条の三十八の二第二項の規定による少額短期保険持株会社が行う業務の承認　三十日

三十七～四十八　［略］

2　［略］

（財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出）

第二百四十八条　令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第二十七号、第百六十六条第一項第七号及び第百九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）とする。

別紙様式第６号の３（第59条関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

四の二～七　［同上］

八　法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認　三十日

八の二　法第百六条第六項の規定による保険会社の子会社となった子会社対象会社以外の会社を引き続き子会社とすることについての承認　三十日

九　法第百六条第七項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定による子会社又は保険業高度化等会社の認可　九十日

九の二　法第百六条第八項ただし書の規定による子会社又は保険業高度化等会社の認可　九十日

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

九の三　法第百六条第十項の規定による保険業高度化等会社の認可　九十日

九の四～十七の三　［同上］

［号を加える。］

十七の四～十七の七　［同上］

十七の八　法第二百七十二条の十三第二項において読み替えて準用する法第百条の三ただし書の規定による特定関係者との間の取引等の承認　三十日

十七の九～十七の十二　［同上］

［号を加える。］

十七の十三～二十六　［同上］

2　［同上］

（財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出）

第二百四十八条　令第四十九条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第十七号、第百六十六条第一項第七号及び第百九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）とする。

別紙様式第６号の３（第59条関係）　（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日